

作業基準

平成18年10月1日

佐伯市役所

目 次

第1章	目 的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業等
第5章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、大島～佐伯航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第1条 陸上作業員は陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸の綱取り及び綱放し等の作業を実施する。(大島地下港及び佐伯港)

2 船長は、船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 船内作業員は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4 船長は前3項の措置を講じたときは、ただちにその状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸15分前とする。

2 離岸15分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。

3 船内作業員は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、船長に乗船客数を報告する。

(離岸作業)

第5条 陸上作業員は、離岸作業完了後、適切な時期に、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長の指示により迅速、確実に離岸作業を行う。(大島地下港及び佐伯港)

(船内点検)

第6条 船内点検は別に定める要領により実施する。

2 船長は、荒天等のため臨時の点検の必要を認めたときは、甲板員に点検を実施させる。

3 船内点検員は、異常の有無(安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。)を船長に報告する。

(着岸作業)

第7条 陸上作業員は、着岸に適切な時期になったときは着岸準備を行い、着岸に際して迅速確実に綱取り作業を実施する。(大島地下港及び佐伯港)

(係留中の保安)

第8条 船長及び運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップの保安に十分留意する。

(下船作業)

第9条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員及び船内作業員に合図する。

2 船内作業員は、タラップを架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 運航管理者は乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は、旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は、乗下船時及び船内においては、係員の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第11条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。

第12条 船長は救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努める。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。